

長崎市立山里小学校 部活動（運動部・文化部）の活動方針

適切な部活動を目指して

部活動は、学校教育の一環としておこなわれるものであり、異年齢との交流の中で、児童生徒同士、児童生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して、自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は大きい。活動においては、児童生徒が自主的、自発的な参加となるように、実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

スポーツ医・科学的見地から

ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。（公益財団法人 日本スポーツ協会）

バランスのとれた活動

活動においては、児童生徒に、自主的、自発的に参加できるよう、実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要。

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

長 崎 県 教 育 委 員 会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン

長 崎 市 教 育 委 員 会

課外クラブ（部活動）指導の手引き（長崎市版ガイドライン） 運動部活動概要版・文化部活動概要版

「ねばり強くたくましい 心豊かな長崎っ子を育む望ましい課外クラブ（部活動）をめざして」
ア児童生徒の個性の尊重と適切な課外クラブ（部活動）の運営
イ児童生徒のバランスのとれた生活の確保
ウ地域や保護者に関かれた課外クラブ（部活動）の運営

部活動に係る地域の実情等

【児童生徒や保護者、地域の実情】

課外クラブ活動として、「サッカー部」「女子ミニバスケットボール部」「ソフトボール部」「ブラスバンド部」の計4部が活動している。
また、本校施設を使用した社会体育活動として、「男子ミニバスケットボール部」「空手」の計2部が活動している。

児童は運動や音楽活動に積極的に取り組んでいる。
保護者は、部の活動を運営面で支え、指導者に負担がかかりすぎないよう、サポートしている。

【施設等の使用状況】

◆運動場

○サッカー部 ……………火・金・土
○ソフトボール部 ……………月・木・土

◆体育館

○女子ミニバスケットボール部 ……月・火・金・土
●男子ミニバスケットボール部 ……火・木・金・土

◆音楽室

○ブラスバンド部 ……………月・金・土

◆児童記念館

●空手 ……………土

本 校 の 活 動 方 針

【部活動のねらい】

共通の興味や関心をもつ児童が自発的に活動することにより、児童に体を動かす楽しさや楽器を演奏する楽しさ、快さを体感させ、積極的にスポーツや音楽に親しむ態度を育む。
また、これらの活動を通して、社会性や主体性、規範意識などを育んだり、ともに切磋琢磨しながら異なる学級、学年の児童との交流を深めたりすることで、責任感、連帯感を培い、生涯にわたって豊かなスポーツ・音楽ライフを継続するための基礎づくりに努める。

【休養日及び活動時間】

◆休養日

週当たり3日以上以上の休養日を設ける。日曜日・祝日は休養日として、原則として練習を休止する。日曜日に大会等へ参加した場合は、休養日を週内で振り替える。
毎月第3日曜日（家庭の日）は、部活動を実施しない。
毎週水曜日は、「ノー部活動デー」とし、部活動を実施しない。

◆活動時間

1 日の活動時間を、長くとも平日では2 時間以内、学校の休業日（学期中の日曜日を含む）は3 時間程度とする。なお、安全面の配慮から日没を考慮し、季節によって完全下校時刻（校門を出る時刻）を次のように定める。
◇ 夏 期（3月～9月）は、18時30分完全下校とする。
◇ 冬 期（10月～2月）は、18時00分完全下校とする。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出と公開】

◆市版ガイドラインに則り、小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、各競技団体が主催するメイン大会年2回、それへ向けての準備・調整を図る事を念頭に置き、その他の大会(隣接する市町大会)参加は、年7回を上限とする。
◆部活動顧問は、年間を見通し、児童に目標とさせる大会を定め、それへ向けての年間の活動計画及び参加大会の精査、並びに毎月の活動計画及び実施報告を作成して校長に提出し、それを公表する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

◆市が主催する部活動に関わる研修会には、顧問・外部指導者・保護者会代表が最低年1回は参加し、望ましい部活動の指導・運営のあり方について研修を深め、校内関係者に還元する。
◆保護者、外部指導者と学校が連携し、部活動のねらいの達成に向けて努力する。

【熱中症等の事故防止について】

◆課外クラブ指導の手引きの体育資料編に掲載されている「熱中症予防運動指針」に則り、児童が安全に活動できるようにする。